

## 広島市成年後見制度利用促進検討会議等で出された意見等への対応について（案）

区分	構成員	意見等	対応（案）
中核機能の機能	手島	<p>【第2回検討会議】</p> <p>○中核機能に広報と相談機能を優先して整備していくのはよいが、それ以外の機能について後回しにするのはよくない。それを整備していくのが少し先の話なだけで、ビジョンとしては最初から持っておく必要がある。</p>	<p>○令和3年度は、「広報」「相談対応」を、令和4年度からは「制度利用促進」「後見人等支援」を実施することが分かるよう資料に明記する。なお、「制度利用促進」「後見人等支援」について、まずは市民後見人のみを対象としているが、対象の拡大については、今後、慎重に検討していきたいと考えている。</p>
受任者調整	長瀬	<p>【第4回検討会議】</p> <p>○実施要領第5条第3号エの受任者調整について、三士会等専門職が後見人等として選任されるのが適切なケースは、対象にならないのか。</p>	<p>○受任者調整については、市民後見人の受任が適切だと思われる事件についてのみを対象として令和4年度から実施することとしている（令和4年度は、市民後見人のみを対象とすることが分かるよう資料修正を行う。）。</p> <p>○将来的には、三士会等の専門職の受任が適切だと思われる事件についても対象としたいと考えているが、本年10月のセンター開設後の利用状況等を踏まえつつ、関係機関等と協議・調整を行うなど、慎重に検討していきたいと考えている。</p>
	手島	<p>【第4回検討会議】</p> <p>○実施要領第5条第3号エの受任者調整について、市長申立て事件に限定するとあるが、将来的に対象拡大していくのか、今後の展望を持つことが大事である。その展望を現在の実施要領に示す必要はないと思うが、この会議の中で展望について共有されることが重要だと思う。</p>	
	松本	<p>【第4回検討会議】</p> <p>○実施要領第5条第3号エについて、適切な後見人等候補者の推薦とあるが、後見人等候補者は市民後見人に限るのか。福山市は受任者調整の中で専門職を対象としているが、広島市は専門職が後見等を行わなければならないようなケース等については想定していないのか。</p>	
後見人支援	手島	<p>【令和3年3月末の照会時】</p> <p>○親族後見人の支援をセンターの業務に入れるのか入れないのか、また最初から入れるのか何年かしてから入れるのか方針を決めておくこと。また、その方針をどのようにネットワーク図や要領等に記載するのか考えておく必要がある。</p> <p>○成年後見利用促進センター運営事業実施要領（案）の第5条の(4)後見人支援業務には「後見人等、市民後見人として選任された後の定期的な面談及び相談対応などの支援」とある。また、ネットワーク図の「広島市成年後見利用促進センター」の主な業務内容には「後見人等支援（後見人等への福祉的助言）など」とある。ここでいう支援対象について、実施要領（案）では市民後見人を想定しているように見えるが、ネットワーク図ではそうした限定をしているようには見えず、親族後見人も対象のように見える。親族後見人の支援は、必ずしもセンター業務に入れなくてもいいと思うが、仮に入れるとしても最初からではなくセンター業務が安定してきてからでいいと思っている。国の資料もそのことを踏まえたものとなっているが、何もかも最初から予定することはない。何年か様子を見て、親族後見人の支援が必要な内容と量を見極めて、それに見合った体制を確保し対応することが必要であると思う。</p>	<p>○親族後見人に対する支援は、本年10月から開始するセンターでの相談対応業務の中で対応することとしており、令和4年度から実施する後見人等支援業務として支援することは想定していない（令和4年度から実施する後見人等支援業務については、市民後見人のみを対象とすることがわかるよう資料修正を行う。）。</p> <p>○親族後見人への支援については、本年10月のセンター開設後の利用状況等を踏まえつつ、慎重に検討していきたいと考えている。</p>
ワ地域連携推進ネットワーク	増田	<p>【令和3年3月末の照会時】</p> <p>○ネットワーク図において地域連携ネットワーク推進会議の主な協議内容として具体的に3項目挙げられているが、成年後見制度利用促進事業実施要綱（案）には4項目かかげられている。重要な事項であれば、「権利擁護支援体制の推進に関すること」も、ネットワーク図に追記した方がいいのではないか。</p>	<p>○ネットワーク図に「その他権利擁護支援に関すること」を追記する。</p>